

**「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（案）」に対する
意見の募集（パブリックコメント）の結果について**

I 概要

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会で取りまとめました「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成23年12月27日（火）～平成24年1月17日（火）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、関係資料を環境省ホームページに掲載、記者発表、資料の配布
- ・意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

II 意見の提出状況

○意見提出者数：42団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	8
民間事業者	14
地方自治体	10
市民団体・その他の団体	3
個人	7
合計	42

*記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の内訳（事務局で整理した意見数：157件）

1. 基本的考え方について 16件
 - (1) 資源確保 3件
 - (2) 制度設計 13件
2. 関係者の役割分担について 41件
 - (1) 市町村 11件
 - (2) 小売店 5件
 - (3) 認定業者 5件
 - (4) 製造業者 11件
 - (5) 国 8件
 - (6) その他 1件
3. 使用済小型電気電子機器の回収について 5件
4. リサイクルの実施について 18件
 - (1) 認定事業者 4件
 - (2) 認定要件 11件
 - (3) その他 4件
5. 引渡しについて 6件
6. 制度の対象品目について 34件
 - (1) 対象品目 11件
 - (2) パソコン／二次電池／携帯電話 16件
 - (3) 産業廃棄物 7件
7. 海外における不適正処理の防止及び
違法な不用品回収業者対策について 14件
8. その他 23件
 - (1) その他 18件
 - (2) コメント 5件

(別紙)

「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(案)」に対する
意見の概要及び対応方針について
平成23年12月27日(火)～平成24年1月17日(火)

1. 基本的考え方について

(1) 資源確保

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
1	資源供給の偏在性と寡占性の高いアーマル・レアアースを、長い視点でどのように確保するかの方針を国が検討するべきだと思います。	ご指摘の点については、現在、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会使用済製品中の有用金属の再生利用に関するワーキンググループ合同会合にて議論なされているところです。然るべきタイミングで、とりまとめが行われる予定です。	3

(2) 制度設計

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
2	一部の対象品目(携帯電話等)で市場があるリユースは、海外での不適正処理対策のみならず、3Rのあるべき姿として本制度の中で議論し、国内リユースの制度設計を進めるべきである。	本小委員会で検討中のリサイクル制度については、使用済みの小型電気電子機器を対象とし、リユースされる機器については対象となりません。ご指摘のとおりリユースの促進については重要と考えており、別途、促進方法を検討してまいります。	1
3	環境省が実施している使用済製品等のリユース促進事業研究会の平成22年度報告書では市町村が回収している粗大ゴミの10~20%がリユース可能な品質を備えており、また、先進的にリサイクルを実施している市町村の中に、住民から持ち込まれた粗大ごみの内リユース可能なものはリユースしている団体が既にあります。そのため、リユース・リサイクル量の増大を図ることを含める必要がある。	資源の有効な利用を図る上で、リユースはリサイクルよりも上位に位置づけられています。市町村むけにガイドライン等を作成する際には、リユースについても言及したいと考えます。	1
4	これまでのリサイクル制度の原則に基づき、費用負担については、国や自治体に求めるのではなく、拡大生産者責任や受益者負担で制度設計を行うべきで、自治体の負担が多すぎる。	小型電気電子機器の物としての性質を考慮すると、これまでのリサイクル制度を踏襲するよりも資源売却益で回す制度が適していると考えられます。費用対効果を計算しても、資源価値だけで全体の仕組みを回せる可能性が示唆されています。 もし、そのような制度では参加自治体が少なく制度が回らないという事態になれば、その時は、拡大生産者責任や受益者負担の観点も含めて、制度を見直す必要があります。	1
5	頻繁に出すものではないので、家電品を排出する都度悩みます。わかりやすい制度のほうが参加率が高くなり、回収率も高くなると思われます。回収率を高めるためにも、わかりやすい制度にして下さい。	できるだけわかりやすい制度にするとともに、消費者への普及啓発に努めてまいります。	1
6	できるだけ費用をかけずに、という意見もあると思いますが、費用をかけないために鉄とアルミくらいしか回収しないのであれば、意味がない。ただし、廃棄する時にお金を払うという仕組みが良くない。可能であれば、リサイクルに関する法律の仕組みを統一して欲しい。家電は後払い、パソコンは先払い、自動車も先払い、訳がわからなくなります。 費用負担について触れていませんが、少しお金がかかってもいいので、世界に誇れる制度にして下さい。	認定要件として、貴金属や一部のアーマルを採取することを想定しています。前払いであれば資金管理、後払いであれば不法投棄等の問題があり、まずは費用の徴収を前提としない形で制度を設計するものです。 「8.(3)4)制度の対象品目」最終段落において、見直しの必要性について記載しており、ご指摘の点を踏まえて、実際に即した制度の設計・運用をしていきたいと考えております。	1

7	<p>新しい物を買った際に、古いものは引き取れないで、自治体に出してくださいと言われましたが、近所の方によると、別の量販店では同様のケースを10円で引き取ったとの話も聞きました。どちらが正しいのでしょうか。消費者としては非常に悩みます。</p> <p>小売店を活用するのには賛成ですが、小売店によって対応が違うと混乱するので、統一してもらいたい。</p>	<p>ご指摘の点については、「廃棄物処理法に関する内容」になります。「8. (3) (4) 制度の対象品目」最終段落において、見直しの必要性について記載しており、ご指摘の点を踏まえて、実態に即した制度の設計・運用をしていきたいと考えております。</p>	1
8	<p>現行の家電リサイクル法での回収率が半分程度であり、リサイクル費用を先払いするパソコンの回収率が伸びないことを考えても、回収率を高めるために必要な関係者に義務を負わせることが必要だと考えられる。</p> <p>そのため、自発的な取り組みに委ねるだけでなく、必要な部分で義務をかけることが望ましい。</p>	<p>義務をかけることにより回収率は高まりますが、制度の柔軟性という観点から、必ずしも義務をかけることが最適とは限りません。</p>	2
9	<p>レアメタル価格の乱高下が想定されるため、売却価格(価値)が予測が難しく、認定事業者側の利益が予測できない。そのため、入札が難しいと考えられ、採算性を確保できる制度設計を検討すべきである。</p>	<p>資源価格の変動は予測が難しいところですが、少なくとも数量の予測はたてられるべきであり、例えば市町村と認定事業者が長期契約を結ぶことなどが考えられます。</p>	1
10	<p>資源価値、環境負荷低減のためには、できる限り多くの小型電気電子機器を回収・リサイクルすることが望ましいにも関わらず、誰にも義務がなく、市町村によって、回収実施の有無、品目、方法も異なるのでは、消費者は混乱する。また、既存の家電リサイクル法では拡大生産者責任の考え方から生産者がリサイクルの責任を負うのに対し、似たような家電では生産者にリサイクルの責任はないことは、整合性が取れないのでないか。</p> <p>制度があいまいすぎて、消費者にわかりにくい。</p>	<p>家電と小型家電では、その物の性状や、通常の市町村や小売店における扱われ方が異なります。整合性を取ることも1つの方法ですが、物品ごとに最適のリサイクル制度を構築することも1つの方法です。消費者への普及啓発については、積極的に取り組んで参ります。</p>	1
11	<p>リサイクル技術の開発を促進し、資源を効果的に有効活用するため、「8. (4) 課題」に「現在、有効なリサイクル技術が開発されていないレアアース等について、有効な技術が開発されるまでの間、環境に配慮した専用の埋立地に集積保管して、将来取出し、資源として活用できるよう、対象メタル、対象品目等検討した上で、中間処理後(選別後)又は有用金属回収後の残渣を確保すること。」を追記すべき。</p>	<p>リサイクルを実施する者の過度な負担となりうるため、原文のままとさせていただきます。</p>	1
12	<p>画一的でない制度することは小型電気電子機器において適切だと考えられるが、消費者や事業者に混乱が生じる恐れがあり、統一しないことによるマイナス点についても、基本的な考え方のなかで多少は明言すべきである。</p>	<p>国として画一性を否定しているわけではありませんが、すでに一部の市町村と事業者は小型電気電子機器を含む電化製品の回収に積極的に取り組んでいます。画一的な新制度とした場合、これまでの積極的な自治体の取組を阻害することもあるため、関係者の積極性により促進される促進型のリサイクル制度としております。</p> <p>ご指摘のマイナス点については、「8. (1) 基本的考え方」3段落目に、「個々の市町村を巡る状況は多様」である旨の記載をしているため、原文のままとさせていただきますが、国として普及啓発・広報により補完していくと考えています。</p>	1
13	<p>多くの地域に店舗展開をする小売業においては、回収に関する引渡し条件が異なることは、店舗運営上、混乱を生じる恐れがあると考えられる。また、地域の生活者に対しても理解が得やすいものと考えられる。</p> <p>市町村、認定事業者との引渡しに関する契約に関して、場所、費用、頻度等の引渡し条件については、個々の契約において決定となるが、回収品目の大きさ、種類、条件面等については、国で一定のガイドラインを設定していただきたい。特に、全国で展開するチェーンストアであれば、出来るだけ全国一律の条件が望ましい。</p>	<p>「8. (3) (4) 制度の対象品目」の冒頭で、循環型社会を推進するために品目を幅広く対象とすることを示している一方で、全国一律での回収を期待するものとして品目の中から特定対象品目を示していくこととしています。</p>	1

2. 関係者の役割分担について

(1) 市町村

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
14	これまで循環型社会形成推進に向け、リサイクルシステムの見直し等により、各自治体の裁量・力量・器量により、3R推進に向けた適正処理・処分が行われていますが、当制度の在り方(案)では、リサイクルの枠組みやその回収方法等について、これまでのリサイクルシステムの改善点等々を組み入れた内容になつてないよう、見受けられることから、各自治体の現状について国として把握するとともに、各自治体がシステム導入に対して、スムーズ且つ展開しやすい道筋に向けて、意見徵収(ヒヤリング)等を十分に行い、拙速的な制度導入を避けるべきと考えます。	小型電気電子機器のリサイクルは、資源確保の観点も踏まえた循環型社会形成の推進を目的としており、新たなりサイクルの方向性を示すものとなっています。 小型電気電子機器については、一部の地域や品目において先行的にリサイクルの取組が行われており、現在行われている先行的取組を活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保するとともに、リサイクルの取組を全国に広げていくためには、義務化で一つの方法を限定するよりも、様々な取組を包含できる促進型が望ましいと考えています。 市町村には住民から一般廃棄物を収集していることから、最初の受け口となる重要な役割を担っていただき、適正な形で分別して排出されるよう住民へ普及啓発することは必要と考えています。 また、制度の導入に当たっては市町村の意見等も反映し、参加率の向上に努めたいと考えております。	2
15	自治体ごとに取組の違いが出ることは資源循環型社会形成に向け遅れることにつながる。自治体ごとに取組に差が出ることは、国民に役割を課しているのに、分かりづらくし混乱をきたすことになる。何処の自治体へ転居しても迷わないで済むような取組にしなければならない。採算性を確保するために回収率を確保しなければならないことは十分理解できる。そのため、市町村に対して回収の義務を課すべきである。ただし、国の支援・補助や拡大生産者責任による拠出金制度などを設けるべきである。	小型電気電子機器については、一部の地域や品目において先行的にリサイクルの取組が行われており、現在行われている先行的取組を活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保するとともに、リサイクルの取組を全国に広げていくためには、義務化で一つの方法を限定するよりも、様々な取組を包含できる方が望ましいと考えています。 誰かに義務をかけるのではなく、全ての関係者が協力しながらリサイクルを促進する方が望ましく、促進型の制度を目指すべきであると考えています。	4
16	制度があるから支援をするのではなく、財政支援によるレアメタル回収促進の費用便益分析をするのが先であり、まずは財政的な支援をせずにどこまで出来るか様子を見るべきである。	昨年実施した市町村へのアンケート調査結果によると、予算・体制的に困難であることを理由に小型家電の収集を実施できないと考えている自治体が多く存在します。 国としては、市町村の初期投資等に財政的な支援を行うことが、市町村の参加率の向上に寄与し、リサイクル制度の実効性の確保につながると考えています。	1
17	市町村が参画の可否を判断するための判断材料として何を想定されているのかを示されたい。また、収集計画の位置付けとその具体的な内容を示されたい。	小型家電等リサイクルに参画することによる廃棄物処理経費(処理費、廃棄物処理施設の運用費など)の削減効果や、小型家電を含む廃棄物全体の再資源化の促進、社会的課題への貢献度向上等が市町村が参画する際の判断材料と考えられます。 また、市町村が制度に基づき使用済電気電子機器を分別収集する場合には、一般廃棄物処理計画のなかで、収集計画を策定していただくことになります。 当該計画においては、当該市町村の区域内の使用済電気電子機器の分別収集に関し、使用済電気電子機器の分別区分やリサイクルを実施する者に関する基本的な事項等を定めることになります。	1
18	制度は促進型を前提にしており、同様の制度は海外にも存在している。しかし、既存制度の工夫が活かされておらず、問題が残る。その工夫の一つとして目標設定とその公表があり、このような目標設定が取り組みを継続的に推進することにつながる。参画する市町村においては、中期的(10年程度)で達成しようとする目標(回収量等)を設定・公表することが望ましいと考えられる。 ただし、目標が達成できなかった場合でも罰則が適用されない方がよい。なぜならば、本制度は先進的な取り組みを促すことに主眼があり、罰則の適用はかえって取り組みの進展を抑制するおそれがあるためである。	ご指摘の点は、今後の検討において参考にさせていただきます。	1

19	参画を計画する自治体の検討には、具体的な発生費用の数値が必要であるため、具体的な計算方法を開示してほしい。(特に、各自治体の条件を代入して収集コストを計算する方法。)	第6回小委員会資料3の参考資料2(便益帰着構成表)において、試算方法を含め公開しているので参考としていただきたい。 また、自治体の回収方法毎の想定費用として、第9回小委員会資料2参考2においても、参考数値を公開しているので参考としていただきたいと考えています。	1
20	市町村と認定事業者の契約の条件や市町村の回収に要する費用への補填等について、基準を明確に示すべきである。	市町村と認定事業者の契約条件等、制度の詳細については、引き続き検討してまいります。	1

(2) 小売店

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
21	市町村が回収を実施していないところでも、認定業者からの委託を受けることで小売店が回収を行うことができるようになっている。自治体の存在が無くて国民に役割を実施させていくことは、国民に対して自治体の無責任性が出来てしまうのではないか。自治体が実施するところで、小売店と国民の役割の徹底がなされしていくものと考える。小売店と市町村の連携が図れるよう市町村での回収・運搬・処理の一連の仕組みを作るべきである。 そのため、「8. (3)1) 使用済小型電気電子機器の回収」6行目「認定自事業者から委託を受けることに……」の「認定業者から委託を受ける…」は削除すべき。	あくまでも回収主体については自治体を基本として、小売店は補完的な役割を担うものと想定しています。補完的な役割を担う小売店は認定事業者から委託を受けることで広域的な回収が可能となり、効率的な回収が実現すると考えています。	1
22	小売店の販売品は、家電製品に限らず多様である。店頭にてセルフで回収ボックスを設置する場合に回収場所に常時、人員を配置することはできないため、対象品目以外の商品が持ち込まれたり、不法な投棄が大量に行われたりすることが想定されるほか、盗難、放火等の行為を防止することは困難である。現状、使用済小型電気電子機器の回収した商品を保管しておく場所の確保が難しい。 そのため、小型電気電子機器リサイクル制度の対象となる小売店は、原則として小型電気電子機器を販売している小売店に限定していただくとともに、小売店側の運営実態に即した運用をしていただきたい。	各小売店の状況に応じて協力していただくことを想定しており、小型電気電子機器を販売している小売店に主にご協力いただくことを想定しています。	2
23	回収ボックス及び販促物の作成・店頭からの収集運搬費用・店頭回収ボックス回収・仕分けに係る人件費コスト等の負担先、役割分担等が不明確となっている。	コスト等の分析は行っておりませんが、費用については必要に応じ消費者から徴収することを想定しています。	1
24	拡大生産者責任の「生産者」とは、OECDのガイドスマニュアルにも、必ずしも製造業者を指すのではなく、当該製品に最も影響力を持つ主体、とされています。随所に携帯電話を小電の例として取り上げるにも関わらず、通信事業者について触れないのは、不自然に思えます。基本的に自治体をメインに据えた回収システムであることは承知していますが、通信事業者については、一切触れないおつもりでしょうか。	「8. (2)関係者の役割分担」第3段落目にある「小売店等」には通信事業者も含んでおります。	1

(3) 認定事業者

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
25	認定事業者は、レアメタルのほか、基板等に含まれる貴金属類も回収し利益を得ており、利益の一部がレアメタルリサイクルのために使われるとしても、金属価格が高騰している現状においては、認定事業者の透明性の確保なくしては、住民への回収への理解が得られにくいと考えられるため、「十分な利益」を客観的かつ合理的な指標を持って規定し、利益を得ているかどうかの判断を認定事業者からの報告で判断するのではなく、外部機関が判断する仕組みにしてほしい。	制度施行後、更なる促進を図る上でも、認定事業内容にできる限りの透明性を持たせることは必要であると考えています。認定事業者の企業秘密の部分もあるため、完全に透明化することは困難ですが、国等の行政機関が帳簿等を報告させ、客観的に判断し、必要に応じて指導や勧告を行いたいと考えています。	1

26	<p>リサイクル業者は資源価格に関わらず、引き取ることが求められるのであれば、適正にリサイクルまたは処理をしていることを確認する仕組みは、必要と思われる。</p> <p>そのため、「8. (3)2)リサイクルの実施」の下記2点の表現を修正して明言した方がよい。</p> <p>①上から3行目 「そこで、市町村から継続して～」の「継続して」の表現を「資源価格に関わらず」に</p> <p>②下から7行目 「市町村がリサイクル処理の状況を確認できるような規定を設けることが望ましい」を「設けること」に</p>	<p>1点目については、「資源価格の変動により受け入れ可否が変わるものであってはならない。そこで、」とつながるため、原文のままにさせていただきます。</p> <p>2点目については、一般廃棄物の処理が市町村の自治事務であることに配慮が必要であり、望ましい契約内容についてガイドラインを作成し、契約書の雛形や望ましい契約内容について提示していきたいと考えています。</p>	1
27	自前での処理ができない認定事業者は、委託する事業者の選定条件を厳しくしないと問題が起きやすいと思われる。	認定業者が委託する中間処理業者の能力については厳しく審査する予定です。	1
28	<p>「8. (2)関係者の役割分担」2段落目に引き続き、「その為には、小型電気電子機器の排出先である地方自治体の回収計画とその使用済み製品の手分解・解体、資源物の選別と保管等の処理ルートの実態を把握できる制度に、また、自治体行政からの十分な情報提供が得られる制度として確立することが重要です。」を追記すべきである。</p> <p>制度成功の鍵になっているのが、使用済製品の回収率と広域処理が前提になっています。回収率を上げるには住民の疑問に的確に応える体制が必要です。また、「広域処理」は効率的かもしれませんのが、住民にとっては「処理ルート」が見えない。それに変わって「見届ける」対応してくれるのが自治体の役割もあります。この制度はこれまでの使用済製品が廃棄物であった対象から、「使用済み製品に含まれる有用金属」を取り出して「循環資源」にしていく制度です。廃棄物等から循環資源と廃棄物に区分けするのが、小型家電等の処理ルートの第一段階です。ここを公開すれば「情報機器」等の個人情報保護も見届けられるという住民に対する安心の提供にもなると考えるからです。</p>	住民へのリサイクルに関する情報提供は、小型電子電気機器のリサイクルを推進する上でも重要と考えます。当該箇所は原文のままとさせていただきますが、制度の施行に当たってはご指摘の点に留意します。	1
29	普及啓発の重要性が明記されている点は良いと思いますが、国だけでなく、消費者に小型家電を売る小売店や製造業者からの普及啓発も効果的であるので、彼らからの協力も得ることを添えて下さい。また、啓発も、単に回収先に持ち込むことをお願いするだけではなく、適正なリサイクルとはどのようなリサイクルなのか、その実態が公表されることで、国民にとってもリサイクルが身近に感じられるようになり、リサイクルのメリットについて理解が深まり、リサイクルに自主的に参加する率も上がります。適正なリサイクルを明確に表現し、リサイクルの見える化を行ってください。	実際に国民へリサイクルの普及啓発を行うにあたっては、国は市町村とともに、小売店等様々な主体に協力を得ながら効果的に行ってまいります。	1

(4) 製造業者

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
30	<p>希少金属の利用抑制や代替、またそれらを含む部位・部品の解体性向上のうえで、製造業者の役割は大きい。本制度は、間接的に、製造業者による環境配慮設計を促すことになると考えられる。</p> <p>消費者への啓発に加えて、製造業者による環境配慮設計の推進を明記すべき。</p>	ご指摘の点は製造業者の役割として記載されています。	1
31	玩具安全(電池の誤飲防止等)を考えて、電池は工具等を用いなければ容易に取り外せない構造にしているところ、リサイクルでの「易解体設計」を追求すると安全性を損うおそれがある。については、「易解体に関するガイドライン」を作成し、そのような事態が生じることがないよう手当をして頂きたい。	ご指摘のような個別の事情もありますので、易解体設計を必ず実施しなければいけないというわけではなく、柔軟な制度を提案しています。製造業者は、安全性を損なわない範囲で、易解体設計や素材の選択を行い、リサイクルしやすい製品を作成していただきたいと思います。	1
32	玩具安全の見地から食品衛生法で特定の重金属やフタル酸エステル類の使用が制限されていることため、「再生資源の利用」については、制約があることから、この点、配慮頂きたい。	ご指摘のような個別の事業もありますので、再生材の利用については、必ず実施しなければならないというわけではなく、柔軟な制度を提案しています。	1

33	市町村(住民)の負担を前提として考えるのではなく、循環型社会形成推進基本法に定められた、自社製品の引き取り、引き渡し、適正な循環利用等の生産者の有する責務(拡大生産者責任)の考え方のもと、製造等事業者がその責務を果たすことをまず検討すべき。 製造業者の責任については含まれていない仕組みであるが、製造業者にも一定の責任が生じる仕組みとすべきではないか。	誰かに義務をかけるのではなく、全ての関係者が協力しながらリサイクルを促進する方が望ましく、促進型の制度を目指すべきであると考えています。 関係者の役割分担は、関係者が応分の負担をすることを基本としており、製造業者も易解体設計等の責務を担うこととしています。	7
34	制度は安定的・継続的に運営されることが不可欠である。このため、当該リサイクルの実施が制度面、採算面で安定的・継続的に行われることについて、拡大生産者責任や資源確保の受益者である製造等事業者の費用負担を制度上、明確に位置付けることによって事業の安定化を図るべきである。	製造等事業者の費用負担を制度上、明確に位置付けること、義務型の制度になり柔軟性が損なわれます。 一方で、制度上位置づけることはしないまでも、国は製造事業者の積極的な参画を促すべきと考えています。	1

(5)国

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
35	自治体は、処分場の逼迫や処分場管理、あるいは譲渡先での不適正処理の懸念から開放される一方で、分別収集・管理といった新たな負担も生じます。この財政などの新たな負担により、取り組めない自治体が出てくることも考えられるところから、国から交付金を充てるなど補填する必要があります。	国では自治体を対象に、小型電気電子機器の回収実施の意向についてアンケートを実施しており、回収を実施済み及び前向きに考えている自治体が約65%(人口ベース)であり、比較的積極性が強いことが明らかとなっています。ですが、全回答のうち「どちらか」というと「参加及び不参加」という回答が約50%(人口ベース)であり、国としては、このような自治体も参加しやすいように予算的な措置を行ない、自治体の取り組みやすい環境整備に努める必要があると考えています。	
36	現在の各自治体における回収・収集体制(品目別種類別等)については、自治体の規模である「予算上問題・収集エリア・処理施設等々」により、大きく違があることから、各自治体の器量による収集・運搬・処理処分等々での考え方と手法について、任せせる必要があり、当制度に基づいた費用等については、国からの交付金を十分に充当させることができると必要である。	初期投資は一時的な負担であるものの、大きな財政的負担と捉えており、国のモデル事業及び社会実証事業を通じて、市町村の準備に係る支援とリサイクルに関わる静脈産業の育成を合わせて支援していきたいと考えています。また、ランニングコストは地方交付税等に含めることができるよう調整していきたいと考えています。	6
37	一定の基準を満たした優良な廃棄物処理・リサイクル事業者が担うべきであるが、それらの業種ごとの有効な連携を図ることは民間事業者個社では困難であるため、国は「明確な基準」のもと、各業種関係者を「つなぐ」役目を積極的に図って頂き、「持続可能」な制度を築き上げて頂きたい。	国としても可能な限り、リサイクル関係者の連携が図られるよう啓発に努めていきたいと考えています。	1
38	国は制度実施前後の自治体の経費の変化を明確にするとともに、「認定事業者」が適切にその業務を果たせるような契約内容となるように制度運用を指導してゆくべきである。	「8. (3)4)制度の対象品目」最終段落において、見直しの必要性について記載しており、そのためのフォローアップを実施するなど、制度の設計・運用に当たってはご指摘の点に留意します。	1

(6)その他

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
39	現在、回収事業者は様々な形で資源リサイクルに携わっているにも関わらず、本案の「関係者の役割分担」の対象には「回収事業者」という存在が抜けており、非常に遺憾に存じます。	収集運搬業者につきましては、認定事業者と一体として、本制度において重要な役割を果たすと考えていますが、すべての収集運搬業者が担う役割でないことから記載していません。	1

3. 使用済小型電気電子機器の回収について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
40	小型家電等は廃棄物全体の中では少量であり、その物だけを回収する方法は極めて非効率であります。また、行政や自治体のコスト負担を考えると、既存の回収業者が集団回収等で柔軟に回収できるように施策し、行政や自治体は回収業者から回収された物を受け取り、リサイクル業者(中間処理業者)に引き渡すような形態が最も効率的であると考えます。	ご指摘の通り、小型家電等だけを回収する方法が非効率になることもありますので、各自治体の事情や引き渡し先事業者の能力に応じて、他の品目と併せて回収することも差し支えありません。また、集団回収等の柔軟な回収を行うことは、制度的には可能ですが、確実に適切なルートに引き渡すものなのか、注視する必要があります。	3
41	制度を成功させるためには回収率の向上が重要であり、特に大都市での回収率を向上させる具体的な方策を引き続き検討していただきたい。	社会実証事業などを通じて、効果的な回収方法を探り、ノウハウを共有したいと思います。	1
42	各自治体の小型家電回収体制構築には、プロであり、回収ノウハウを持つ廃棄物処理事業者を大いにご活用頂きたい。	活用の有無は個々の自治体で判断されることになります。	1

4. リサイクルの実施について

(1)認定事業者

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
43	制度は促進型を前提にしており、同様の制度は海外にも存在している。しかし、既存制度の工夫が活かされておらず、問題が残るその工夫の一つとして事業者からの年次報告の提出がある。国が率先してリサイクルを実施・促進するのに、その効果が市民をはじめとする関係者に提供されないのでは、説明責任が果たされず、また、さらなるリサイクルの進展を抑制するおそれがある。認定事業者は、引き取り小型電気電子製品の量や金属等の資源化量について年次報告を行なうべきである。 なお、資源化量の算出方法については、再資源化プロセスによって異なること、制度が促進型であることを鑑み、算出方法を明確にすれば認定事業者が適切な方法を採用することで差し支えないと思われる(適宜、検討会等で適切な方法を検証することは必要)。	国は認定事業者に対し、引き取り小型電気電子製品の量や金属等の資源化量について年次報告を求めるとして検討を進めてまいります。	1
44	より有効なりリサイクルに向けた認定事業者間の競争を促し、市町村がより適切な認定事業者の選定を実施するために、認定事業者自らリサイクル内容をある程度、公表するべきである。特に、小型電気電子機器では、回収する鉱種等に違いが生じると考えられるため、資源化可能な鉱種等が考えられる。	国からも公表するよう働きかけるが、市町村の入札要件などでコントロールすることも可能です。	1
45	認定事業者(又は認定事業者が委託する者)が既に産業廃棄物処理業や一般廃棄物処理業の許可を有する場合は、認定や許可を行った国や都道府県・市町村がそれぞれの権限に応じて指導監督することとし、これら都道府県等の許可を有しない場合は、国が責任をもって指導監督を実施したい。	都道府県等の許可を有していない場合には、許可業者とみなされ、許可業者の場合と同様、国、県、市町村がそれぞれの権限に応じて指導・監督することになります。	1
46	期間、おおよその数量、引取方法等々の条件に基づいて計算し入れする訳だから、相場下落により、赤字になってしまふ。儲かったから市町村に利益を戻すというのはおかしいと思う。	認定事業者で十分な利益を確保できた場合の市町村の回収に要する費用への補てん等の措置の詳細については、引き続き検討してまいります。	1

(2)認定要件

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
47	小型電気電子機器の中間処理を実施する事業者の扱いについて、小型電気電子機器の適正処理を実施する機関として、一定の要件を設けることが望ましい。	ご指摘のとおり、認定要件を設ける予定です。	1

48	「8. (3)2)リサイクルの実施」第3段落5行目の文について、下記2点の意見がある。 ①一つの都道府県内の複数市町村で活動を行う法人についても、認定事業者として認定できることとするべきである。 ②上記の、一つの都道府県内でのみ活動を行う法人については、当該都道府県知事が認定できることとするべきである。	効率的なりサイクルを実施するためには、地域ブロック以上での活動が必要と考えています。	1
49	「8. (3)4)制度の対象品目」第2段落目の記載では、認定事業者が各地域で排出された小型電気電子機器から、良いとこ取りをするような形になれば、トータルでのリサイクルが進まなくなることが懸念される。また、地域全体の小型家電のリサイクルが総合的に進むよう配慮する必要があることから、認定事業者が高品位の小型家電に限って引き取り、採算性の悪いものだけが市町村に残ることとなるよう、事業者の認定に当たって、できるだけ多品目のリサイクルが行われるよう配慮した制度とするべきである。	認定事業者は、業務区域内の自治体から引取りを求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、拒むことはできず、多品目のリサイクルを実施することを前提としています。	1
50	「8. (3)2)リサイクルの実施」第2段落の3行目以降は、中間処理工程までをもって「リサイクル」と定義しているようにも読める。しかしながら、中間処理工程は、むしろ製錬を補完するものと位置づけるべきである。本来リサイクルは、金属地金等の素材にまで仕上げてこそ完結するものであること、またレアメタル回収の研究開発をはじめとして、リサイクルの高度化は、主に製錬事業者等に期待せざるを得ないこと、などを考慮するならば、「認定事業者」は、製錬事業者自ら、もしくは、製錬事業者と一定の資本関係を有することにより、製錬事業者の関与が担保されている者に限定すべきである。	認定事業者が中間処理工程までを行い、製錬事業者に売却することにより、適切なリサイクルを実施することも可能であり、製錬事業者の関与が担保されていることをもって限定することは想定していません。	1
51	「8. (3)3)引渡し」第1段落の6行目以降において、本制度が制定される以前より廃棄物処理法(廃棄物処分業許可や広域認定等)を遵守して業を実施している事業者は保護されるべきであるため、「認定事業者等の適正な事業者」をより明確に記載すべきである。	認定事業者以外で、適正なリサイクルを実施する事業者に該当し得る者の要件については、今後の議論のなかで検討してまいります。	2
52	・事業者が認定申請書提出に当たり、対応可能な要件を設定すること ・認定事業者の認定は、バランスよく、かつ、競争原理が働くよう認定すること	認定機関の詳細な認定要件については、ご指摘の事項を含めて、引き続き検討してまいります。	2
53	一定数以上の都道府県と漠然としか書いてないが、具体的な数が決まっているのか。また見込みだけで地域を言うではなく、具体的な拠点があるところを業務区域とするのか。	認定事業者の業務区域等、制度の詳細については、引き続き検討してまいります。	2
54	業務区域については、他県を含む場合の他、北海道全域あるいはその一部についても可能とされたい。		
55	認定事業者(又は認定事業者が委託する者)などが集積した小型電気電子機器を適正に処理する際の基準を、あらかじめ策定すること。なお、当該基準の策定に当たってはパブリックコメントを行う等、適正な手続きを踏まえるべき。	ご指摘のとおり進めてまいります。	1

(3)その他

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
56	レアメタルのリサイクル促進として回収技術開発に注力することが記載されているが、技術完成まで小型家電処理の最後の残渣(レアメタル含有廃棄物)を区分して貯留する施策(場所、コスト負担の方法等)も検討すべきである。	レアメタル含有廃棄物がどのような物を指すのか不明ですが、レアメタル含有部品を取り外して保管しておくことは現実的に可能だと思います。一方で、部品の取り外しにかかる費用をなかなか回収できないので経営上の問題はあります。 もしレアメタル含有廃棄物が非鉄精錬プロセスにおけるスラグのことを指すのであれば、レアメタルの濃度が希薄になってしまっているので、貯留しておくのが妥当かどうかは検討が必要です。	1

57	小型電気電子機器のリサイクル処理から生じる残渣物の扱いについて産業廃棄物とすることが望ましい。	法制度に基づくりサイクルが行われた場合の中間処理残渣物は産業廃棄物として取り扱われることが通例であり、同様に扱うことを想定しています。	2
58	使用済小型電気電子機器には、金属のみでなくプラスチック素材も多く使用されているため、本制度におけるプラスチックのリサイクルについても検討すべきではないか。	ご指摘のとおり、プラスチックのリサイクルも重要と考えており、回収する鉱種の検討と合わせて、引き続き検討してまいります。	1

5. 引渡しについて

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
59	1つの市町村の使用済小型電気電子機器に複数の認定事業者が手を上げた場合の決定は、入札条件に従った競争入札によって、一番好条件の事業者に決まるのか。または、何か別の方法で決めるのか。 具体的な引渡し条件は、自治体と認定事業者の間で契約をもとに守られるべきである。	市町村は契約に関する法規の中で、循環型社会を推進することを踏まえて、新制度の趣旨を踏まえた入札条件を定めることが望ましく、契約方法及び契約の雛形を国としてガイドライン等を通じて示していきたいと考えています。引渡しについては、契約内容は双方の責任において守られるべきものと考えられます。	2
60	認定事業者が複数存在する場合、競争原理に基づき事業を行なうため、より回収効率の高い地域を業務区域として申請することが想定され、人口が少ない地域には認定事業者が存在しないことも考えられる。そのため、自治体と認定事業者との契約条件が、契約において決定されることは理解できるが、認定事業者は地域格差を設げずに一律条件で契約を行う旨を明記すべき。	「8. (3)2)リサイクルの実施」には、業務区域を定めること及び一定数以上の都道府県域を超えた広範囲で実施することを認定要件にすべきことを示しています。ご意見のとおり、回収効率の差により、認定事業者の空白域が一部的に生じることがないように、認定する業務区域が地域ブロック以上となるよう認定要件を定めていきたいと考えています。 しかしながら、契約は立地条件等により、特に収集運搬費に差がつくことから、一律にすることは難しいと考えています。	1
61	「8. (3)2)リサイクルの実施」3段落目には、「認定事業者が自らリサイクルを実施する場合には、市町村と認定事業者の委託契約において、認定事業者が委託によりリサイクルを実施する場合には、認定事業者と実際の処理業者との間の委託契約において市町村がリサイクル処理の状況を確認できるような規定を設けることが望ましい。」との記載がある。 前者の場合は2者契約で問題ないが、後者の場合は3者契約となり、再委託になるのではないか。	認定事業者は、委託先を含めて国から認定を受けることになり、認定事業者と市町村が2者で契約を結び、認定事業者が認定の範囲で責任を持ってリサイクルを実施することになります。なお、認定事業者が認定に含まれられた事業者以外の事業者に委託することは想定していません。	1
62	本リサイクル制度が安定的・継続的に行われるよう制度的に担保するために、回収に協力する小売店の回収計画と認定事業者との契約について国が積極的関与すべきである。	ご意見のとおり、市町村と認定事業者の契約に限らず、小売店と認定事業者との契約についても雛形を示す等、国が関与する必要があり、「8. (3)3)引渡し」に追記します。	1
63	「8. (3)3)引渡し」2段落目に記載のある「何らかの費用負担が必要となりうることに留意する必要がある」に、主語を明記したほうがよいと思います。	ご指摘の文は、前文を受けて市町村の記載であることが分かることから原文のままとさせていただきます。	1

6. 制度の対象品目について

(1) 対象品目

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
64	「家電リサイクル法対象品目以外の品目について幅広く対象とすべきである」というのは、不適当もしくは不正確である。一律に対象とする品目(例えば5kg以下の小型電気電子製品)と、各地域ごとで対象に含めることができる品目(表13中の5kg以上の品目や、金属資源以外の素材が主である品目)に区別すべきである。 また、品目で指定するようであるが、5kg以下を対象とするというように、消費者にとってわかりやすい選定基準とすべきである。また、品目指定をする場合であっても、リバースリスト方式とし、除外品目をリスト化すべきである。	廃棄物処理法の特例措置を講ずる対象については、幅広く設定することとしています。また、特にリサイクルすべき品目については「特定対象品目」としてガイドラインに提示していくことを予定しており、ご指摘の点はその選定の際に参考にさせて頂きます。	2

65	住民への周知は難しく、指定外の小型家電や異物等の混入が多くなってしまう。また、基板のあるものはすべて有用金属を有しており、それらを活用する手法を確立してほしいため、基板のある電化製品はすべて対象としてほしい。	基本的には制度の対象品目についてはご指摘の通りと考えています。	1
66	案の「8. (3)4)制度の対象品目」冒頭5行において、幅広い品目指定を想定しているが、このとおり実施すると、自治体や小売店の「回収ボックス」が、「ゴミ捨場」となってしまうことが懸念される。自治体が、その点を誤解することのないよう、適切な情報提供・指導をお願い致します。	制度の施行に当たってはご指摘の点に留意してまいります。	1
67	表13を拝見すると、○殆ど消費者(家庭)から排出される品目と、○殆どサービスショップや施工業者に取付けを委託し、廃製品が商慣習として下取りされている品目[カーユニット、換気扇等]、及び、○消費者が設置・廃棄可能な非設備機器(卓上型等)と施工業者による施工が必要で廃製品が商慣習として下取りされている設備機器(組込型等)が、同程度に混在している品目[食器洗い乾燥機、家庭用生ゴミ処理機等]があるようです。「8. (3)4)対象品目」下から12行目から9行目によると、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も「特定対象品目」になります。表13は一般廃棄物及び産業廃棄物の両者を含んだ表であると判断されますが、この認識でありますか？ しかし、一方で、(参考)制度案の図中には、「対象品目：家庭から排出される電気電子機器」との記述がありますが、どう考えれば良いのでしょうか。	本制度は家庭の通常生活に使用される製品を対象としますが、それが産業廃棄物として排出される場合も含まれます。図の「家庭から排出される」という表現は「主に家庭から排出される」に修正します。	1
68	表13「特定対象の推奨品目」(案)は、「資源性」と「分別のしやすさ」の観点から作成しているとのことですが、「排出・回収のしやすさ」として、小委員会会議中に30cm×30cm以下のサイズを対象とする(粗大ごみでないこと)と表現されていましたが、この30cm×30cm以下のサイズを目安として適用するのでしょうか。もし適用するのであれば、玩具はほぼ全部が対象になり得ると考えます。しかしながら、「資源性」について言えば、当業界の試算からは、ほとんどの玩具は再資源化について採算が合わないのではないかと考えております。自治体が、その点を誤解することのないよう、適切な情報提供・指導をお願い致します。 (ある企業において、試験的に、「ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)」に属する玩具を回収・分解し、リサイクル業者に資源として販売したところ、全く採算が取れませんでした。(分解費用が販売収入を大幅に上回った。)	制度の施行に当たってはご指摘の点に留意してまいります。	1
69	表13には、表8で「付属品」として記載のある「リモコン」が挙げられていますが、一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も「特定対象品目」であるとの認識に立ち、内蔵基板からの有用金属のリサイクルを主眼としてリストアップされていると判断すると、表13に記載されていない大型の電気電子機器や電気電子機器に該当しない機器のリモコンまでを含め、且つ、ワイヤレスリモコンもワイヤードリモコンも含む品目であると考えられますが、この認識でありますか。	家庭の通常生活に使用される製品を対象としています。	3
70	店頭で回収する品目について、家電リサイクル制度の対象品目以外となると回収対象品目が多すぎて、回収場所がゴミ箱のようになるという懸念があるため、資源性のある商品に絞り込むべきである。また、誤って非回収品目を回収場所に持ち込むことのないよう啓発活動の徹底が必要である。	地方の実情に応じて判断されることを考えます。	1
71	表10から、記載されている音楽プレーヤーよりも、ビデオレコーダー・電気照明等・小型家電の中でも比較的「大型のもの」の方が退蔵が多いことになっている。表のとおり、多いものから記載された方がよいと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。	1

(2)パソコン/二次電池/携帯電話

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
72	新たな制度と併せ、資源有効利用促進法における指定再資源化製品(パソコン等)への品目追加や携帯電話等の広域的な回収・リサイクル、小売店・製造業者による回収・下取り等の自主的なリサイクルの拡大など、既存の回収・リサイクルルートの拡充と普及促進を進めることで、国民の排出機会が増え、小型電気電子機器のリサイクルを効果的に推進できると考えるため、事業者による既存の回収・リサイクルルートは拡充と普及促進を進めるべきである。国民の多様なリサイクルニーズに対応すべく、資源有効利用促進法に基づく或いは自主的な既存リサイクルルートと、本制度のルートを併存させるべきである。	「8.(3)(4)制度の対象品目」に記載のとおり、すでに資源有効利用促進法に基づくリサイクルルートの存在するパソコン等と、自主的なリサイクルルートの存在する携帯電話については、個人情報保護等の観点から、既存のリサイクルルートでの回収を基本とするが、現状においても自治体による回収も可能であり、本制度に基づいた自治体による回収でも一定の回収量が見込めます。したがって、法制度の存在しない携帯電話については本制度の対象品目とするとともに、法制度の存在するパソコン等についても本制度の対象品目とするかどうかを、引き続き検討する必要があると考えています。	
73	パソコンや二次電池使用製品については、すでに資源有効利用促進法において製造等事業者に対し一定の義務が課されており、現時点で多くの製品の自主回収が進められている。このため、今回のスキームについては、既存の取組を活かせるものとそうでないものに分けて整理すべき。		
74	パソコン資源有効利用促進法に基づき、メーカー主導で前払い制度が確立されており、安易に今回のスキームに取り込むべきではない。仮に今回のスキームに取り込むのであれば、メーカーが回収したリサイクル料金を市町村や消費者に還元する等の仕組みを講じること等を検討すべき。		10
75	携帯電話は資源価値が高いにも関わらず、小型で場所を取らないため、多くの消費者が、使用済製品を保有している。携帯電話は販売ルートも限定されているので、販売店においてデポジットを返金するシステムにすることにより、回収率を高め、確実なリサイクルが可能になる。携帯電話は、デポジット制により生産者責任で店頭回収すべきである。		
76	本制度の特定対象品推奨リストからパソコンと携帯電話は除外すべきである。理由は次のとおり。既存法制度及び自主的な取組の枠内で既にリサイクルが進んでいるものについては、その枠内で実施し、万が一、不適正なリサイクルや実効性の不足があれば、その枠内での検討をすすめるべきであり、パソコンと携帯電話は既存の法制度及び自主的な取組により一定のリサイクルがなされている以上、その取組を優先されるべきだからである。		
77	小型電気電子機器には個人情報を含む品目があることから、厳重な回収体制の構築が必要である。携帯電話、パソコン等の個人情報の漏洩のリスクがある商品については、既存の回収ルートを活用すべきであり、本制度に組み込むことに拘るべきではない。	「8.(3)(4)制度の対象品目」の記載とおり、本制度における個人情報保護対策としては、自治体及び小売店での回収における盗難防止対策を中心に検討を進める必要があると考えています。パソコン及び携帯電話の扱いについては、引き続き関係者の方とも連携し、調整を進めていきたいと考えています。	5
78	回収のみを対象とする誤解を招く恐れがあるため、「8.(3)(4)制度の対象品目」3段落目用部中の「既存のリサイクルルートでの回収を基本とする」なる記載を、「既存のリサイクルルートでの回収及びリサイクルを基本とする」に変更すべきである。	パソコン等、携帯電話の回収については、既存のリサイクルルートでの回収を基本とすべきだが、リサイクル(再資源化)については、認定機関によるリサイクルに変わりうるため、原文のまとさせていただきます。	1

(3)産業廃棄物

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
79	産業廃棄物となる対象品目について、国の認定という担保を受けた認定事業者への引渡しは、契約書及びマニフェストを不要とする特例措置が必要である。これによりマニフェスト返送期限がなくなり、回収技術のないレアメタル含有機器を長期保管することができるようになる。	産業廃棄物については、排出者は排出事業者責任を全うする必要があるため、これまで通り産業廃棄物である小型電気電子機器は、マニフェストの交付が必要となります。	7

7. 海外における不適正処理の防止及び違法な不用品回収業者対策について

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
80	「2. 現状認識、現状把握」7行目に記載されている「流出している可能性も指摘されている」を、「不用品回収業者等による回収や海外流出が廃棄物処理法違反や条例違反の状態で、この間の調査・把握においてデータも明確になっており、このリサイクル制度を確立していく上で欠かすことのできない重要な課題になっています。」に加筆修正すべきです。	不用品回収業者等を経由しての有用資源の海外流出の可能性につきましては、その蓋然性は高いと考えますが、詳細な実態の把握に努めている最中であり、今後も実態解明に向けて努力してまいります。	1
81	「3. (3)使用済小型電気電子機器の使用後のフロー」最終段落において、「不適正に海外に輸出されるものの割合が大きくなっている」とあるが、その根拠が不明確であるため、「不適正」なる文言は削除すべきである。	ご指摘を踏まえて修正します。	1
82	制度を実効的なものにするためには、不適正な処理につながる懸念のある海外へのスクラップ流出や一部の違法な不用品回収業者による機器回収を、国は厳格に取り締まるべきです。環境省は検討会等を設置して具体的なアクションを開始しており、本取り組みとその成果について大いに期待しています。	「8. リサイクル制度の在り方 (4)課題」にあるとおり、海外における不適正な処理を防止するため、バーゼル法及び廃棄物処理法の適正な施行、運用等を検討することが必要です。これにより、使用済小型電気電子機器が脱法的に海外に輸出されることが防止されるものと考えています。	
83	海外での不適正処理を防止しながら、資源確保、有害物質管理という新制度の目的を達成するために効果的な方法は、使用済小型電気電子機器の引渡しから最終処分までのリサイクルの流れを文書化し、リサイクル・有害物質管理が適正に行われていることを証明できるようにすることです。そして、適正処理が確実に継続的に行われていることを担保するために、第三者がその流通・管理を定期的に検査する必要があります。その労力と技能を持ち合わせているのが、環境監査人です。市町村は環境監査を外部に委託することができ、市町村への追加的負担はありません。電気電子機器リサイクルに特化した環境規格として、イースチュワード認証(http://e-stewards.org/certification-overview/)がすでに存在し、その規格要件のもと認定事業者・リサイクル事業者が監査を受け合格すれば、適正処理、海外への不適正な流出の防止が担保されます。		5
84	「8. (4)2) 海外における不適正処理の防止」3段落目は海外における不適正な処理を防止するために、本制度と同時にバーゼル法について検討する必要があるとの趣旨と理解できるが、本制度による課題解決のためにバーゼル法の検討が必須であるならば、どの部分を本制度と連動させるのかを明記すべきである。例えば、具体的に「本制度の対象物である使用済小型電気電子機器をバーゼル法の対象として制度の実効性を図る」などと明記すべきである。	制度案は小型電気電子機器に限って記載していることから、対象は使用済小型電気電子機器であり、原文のままとさせていただきます。	1
85	排出者にとっての利便性を十分に考慮した、国民にとって利用しやすい回収体制を構築して下さい。そして、一部の違法な不用品回収業者への引渡しは正規の回収方法ではないので避けるよう國民に徹底的に啓発して下さい。國(あるいは自治体)は、消費者に対してこのような業者がいる事実と、その結果として国内で適正にリサイクルがなされていない現実をしつかり周知し、そのような業者には不用品を出さないことを啓発すべきです。一方で、適正な事業者の活動を阻害する恐れがあることに留意していただきたい。	「8. リサイクル制度の在り方 (4)課題」にあるとおり、違法な不法品回収業者対策として、使用済小型電気電子機器等の廃棄物該当性を明確化し、関係機関と連携した廃棄物処理法による取り締まりを強化していくことになります。これにより、使用済小型電気電子機器が違法な不用品回収業者に回収され、いわゆる「見えないフロー」に流れれることが防止されるものと考えています。	5
86	非意図的であれ、日本人がアジアの汚染原因者になつてはならないので、アジアスケールでの汚染防止の観点は、今後も重視して下さい。	制度の施行に当たってはご指摘の点に留意します。	1

8. その他

(1) その他

NO.	意見要旨	ご意見に対する考え方(対応方針)	件数
87	小売店回収に合わせ、エコポイント制度のような、排出者にとってもメリットのある制度を創設・活用する。	回収方法については、個々の小売店にて各社の実情に応じて判断されることと考えています。	1
88	本制度は自治体及び小売店の回収のルートについて規定するものであり、当該自治体ルートは事業者が適正に回収する既存ルートと併存して、全体としてリサイクルの適正化及び有効化を進める旨を明記すべきである。	ご指摘の文は、前文を受けて併存することが分かることから原文のままとさせていただきます。	1
89	「4. (1)使用済製品のリサイクルの現状」1行目「有用金属のリサイクルが必要であるが、」に統いて、「循環型社会形成推進基本法では「廃棄物等」の定義があり、自治体の廃棄物処理行政のもと「廃棄物等」が分別や選別を経て、「循環資源」と「廃棄物」に区分けされて、循環資源が取り出され保管や積み替えが行われて、流通ルートに乗せられるというのが基本です。その前提で、……」を追記する必要がある。	当該箇所になじまないため、原文のままとさせていただきます。	1
90	審議の途中で提示されていた「費用と採算制を資源回収率30%のケースで、各関係者の採算を便益帰着表」として示した図表があつたはずなのに、それが削除されている。この制度を考える上で分かりやすい資料を受け止めていただけに、何とか復活記述してほしい。この制度を具体化する際に、地域で考え、住民の理解を得ていくうえで無視することのできない資料であると考えるからです。	答申案には、本小委員会で提出させていただきました図表の中で、主要なものを掲載しております。	1
91	国民の協力により実施したリサイクルの結果である再生物が海外に流出することは、制度の目的を失うため、「1. 目指すべき方向性」最終段落「必ず回収した金属を国内で製品に再生利用するべきというものではない」の記載を、「回収した金属は、できる限り国内での再生利用につとめるものとし、本制度において再生された金属インゴット等の再生物の資源生産国への輸出規制も検討する」など、より積極的な記載に訂正すべきである。	再生された金属の輸出規制は、WTO違反となる恐れがあるため、原文のままとさせていただきます。	1
92	現在と同じように粗大ゴミや無料回収という形では「有用な資源がある」と公言している物を逆有償や無料で回収するといふのは一消費者レベルでは納得しかねる。	環境管理に配慮した適正なリサイクル処理を行うには、相応の費用が必要であることに留意が必要です。この点を踏まえて、広域的に多量に回収しリサイクルすることで採算性が確保される場合等には無料での回収を想定しています。	1
93	そもそも「小型電気電子機器」の定義がなされていないので、定義して頂きたい。「小型の交流電源で作動する機器」とした場合、内蔵の電池で作動するものは除外となる。定義がないと、自治体としても、リサイクル対象品目を分別しづらいのではないか。また、現状では「ICカード」が対象か否かも判らない。)	小委員会では当初、①基板等有用金属を高濃度で含む部品を有している、②比較的小型で他品目と同時に一括での回収が可能のこと、③現時点でリサイクルされていないものの、を条件に品目を特定していくこととしていた経緯があり、本制度の対象は「8. (3)4)制度の対象品目」に考えを示しておりますが、具体的な小型電気電子機器の範囲については、引き続き検討してまいります。	1
94	審議会そのものが、業界主導の体制下での議論になっているのでは？各自治体から職員の派遣を行い、事務方サイドに自治体の実情のわかっている職員を置くべきでないのか。	本小委員会は、学識経験者、事業者、地方自治体関係者等から構成されており、公平性に配慮したものになっていと考えています。	1
95	問題点とそれを踏まえた対応策について、具体的な事例を盛り込んで説得力ある説明を加えてほしい。	具体的な事例については、「自治体等における小型家電リサイクルの取組事例に関する研究会」の公表資料をご参照ください。	1

96	<p>制度は廃棄物減量化だけではなく、資源確保の観点も踏まえて循環型社会形成の推進を目的としており、大変すばらしい取り組みだと思います。</p> <p>小型電気電子機器のリサイクルに当りましては、今回資料にもありますとおり、回収が鍵になると思われます。いかに広域にいかにコスト効率良く回収出来るか、それによりリサイクルの収支を合わせ、もしくは必要経費を最小限に留めることで、継続的取り組みとしてのリサイクル循環が確立するものと思われます。この観点で、「宅配回収」は、大きな可能性を有しており、現行法及び今回の新法に当りましても、是非「宅配回収」についても考慮いただきたく、お願いするものでございます。</p>	<p>宅配回収につきましては、廃棄物に該当するものを宅配便で送る場合には、宅配便会社が廃棄物処理法の許可業者であることが必要です。なお、小型電気電子機器のリサイクル制度においては、認定事業者の委託を受けた収集運搬事業者及び小売店は、認定された事業計画の範囲内において、収集運搬に係る廃棄物処理業の許可が不用となることを想定しています。</p>	2
97	<p>認定事業者は「業務区域を設定し、その区域内の自治体からの回収機器を必ず引き取りを行うこと」とされています。この想定は、消費者が回収ボックスや小売店等のリアル店舗・拠点へ小型電気電子機器を供出することが前提となっているかと思います。</p> <p>一方、「宅配回収」は、全国を対象とすることが可能であり、むしろ全国を対象とすることにより規模の経済が成立しやすい仕組みとなっております。つきましては、一般消費者から直接「宅配回収」を行う企業に対して、認定事業者として認めていただけける、もしくは認定事業者と協業出来る可能性をご検討いただければと存じます。(所定の業務区域+全国宅配回収の組み合わせ、もしくは広域認定の付与など)</p>		
98	<p>「8. (3)③引渡し」に有価を逆手にとることの記載があり、有価になれば廃棄物ではなくなるという事は承知しているが、一般家庭から排出された一般廃棄物には違いなく、廃掃法の網をかぶせるべき。不法な廃品回収業者の持ち去りや適正処理をしないで海外へ雑品輸出することを防止するためにも必要。自動車リサイクル法の様に、廃自動車は有価でも廃棄物と位置付ており、廃小型家電も同様に廃棄物として位置付けたらどうか。</p>	<p>使用済小型電気電子機器についての廃棄物の該当性の明確化を検討してまいります。</p>	1
99	<p>リサイクルを促進し、循環型社会を形成するために弊害となっている廃棄物処理法を改廃し、(仮称静脈産業法)産業廃棄物と一般廃棄物の区分、有価、無価関係なく、事業者が処理処分、再資源化事業を行えるようにすること。</p> <p>これに合わせて、廃棄物処理、各種リサイクル法等の法体系等を循環型社会形成にマッチしたものに整理する中で、使用済電機電子機器の法整備を検討すべきではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨は、環境省において、今後の施策の検討の参考にされるものと考えます。</p>	1
100	<p>国の普及啓発活動に際しては、小型家電を回収することへの意義を、極力数値を用いて明確に示して頂きたい。</p>	<p>普及啓発を行う際にはご指摘の点に留意します。</p>	1
101	<p>各自治体の責任として回収等をしていく必要を鑑みれば、これまでの各リサイクルシステム(廃プラ、廃家電、食品等々)の論理展開・制度進展状況など、様々な角度から分析等をする中で、各自治体の行政運営に対する器量に応じて、「予算、回収・処理方法等々」に応じて、負担金の拠出制度や仕組みを創設する必要があると考えます。</p>	<p>市町村と認定事業者の契約条件、認定事業者で十分な利益を確保できた場合の、市町村の回収に要する費用への補填等の措置等、制度の詳細については、引き続き審議会で検討してまいります。</p>	1
102	<p>案には、「現状において小型電気電子機器を一般廃棄物として収集・処理していることを考えると、市町村が小型電気電子機器の回収の役割を担うことが現実である。また、回収に際しては、小売店等が協力することで効率的な回収を実現できる場合もあると考えられる。」「協力小売店は、市町村の依頼を受けてボックスを設置したり、認定事業者から委託を受けることにより廃棄物処理法の特例を受けて回収を行うことが可能となる」とあるが、小売店からメーカー等に対して要望が転嫁されることのないよう、「小売店の協力」はあくまで「小売店ができる範囲」のものとなるよう、制度設計して頂きたい。</p>	<p>制度の設計に当たってはご指摘の点に留意します。</p>	1

103	処理の流れに沿って、回収金属等の物質収支を明確にすることで、リサイクル率の計算など、本制度の有効性を評価できることを考えるため、制度の有効性の評価に向けて、物質収支算出を検討すべきである。	「物質収支算出」の意味するところが不明ですが、国として制度の実施状況の把握に努めてまいります。	1
104	欧州の制度について処理業者の「許認可」とは、処理業の許可のことと指すと思われるが、制度の中で処理の役割を担うのは、業の許可を受けた業者のうち、生産者(または生産者責任団体)の委託を受けた業者である。他の国の記述と併せると「生産者から委託を受けた処理業者が～」でよいと思います。 韓国の制度について、基本的に生産者の役割は欧州に近く、「自社独自または～リサイクルの実施」というよりは、欧州のWEEE指令と同様に「回収・処理の実施及び費用負担」と記載してよいと思います。また韓国の処理業の記述がないが、簡潔に書くなら「欧州と同様」でよいと思います。	ご指摘を踏まえて修正します。	1

(2)コメント

NO.	意見要旨	件数
105	今回の制度は、日本のために非常にいいと思います。将来の子供たちのためにも、しっかり資源を無駄にしないことは重要で、そのために一定の負担をすることは個人としても必要だと思っていますいい制度だとおもいます。がんばって下さい。	1
106	家電、自動車等、従来のリサイクル法は回収する素材の種類による重み付けを行わず、単純に質量のみを追求するものであった。また、「再商品化率」なる指標は、経済価値の高いものと低いものを引き合わせることで「混ぜれば資源、分ければゴミ」という手法を理屈の上にせよ容認し、あるいは促すものといえる。今回の制度案は、こうした「目方(だけ)で勝負」からの脱却の糸口として、大いに期待したいところ。ちなみに、金属、とりわけ金、銀、銅をはじめとする、硫化物原料系の非鉄金属は、「枯渇性(non-renewable)」である一方で、「劣化させずに繰り返しリサイクル可能(recyclable)」である点にも注目すべきである。これに対して、木材などは、「非枯渇性(renewable)」ではあっても、「劣化させずに繰り返しリサイクル可能(recyclable)」ではない。いわゆるリサイクルの制度設計に当たっては、こうした素材ごとの特性を総合的に考慮する必要があるものと考える。また、renewableを「再生可能」と訳すのは誤解を招くため、「非枯渇性」とすべきと考える。 資源循環の必要性を論じるにあたり、資源(素材)の種類による重み付けを考慮した点に賛成。	1
107	廃電気電子機器は、資源性と汚染性の二面性を併せ持つ。「リサイクル」「リユース」を名目とした不適正な処理や安易な海外流出が懸念され、時に汚染問題が顕在化するため、目的として、資源確保のみでなく有害物管理・廃棄物対策の面にも言及している点に賛成。	1
108	小型電気電子機器の資源性は主に各種金属によるが、その分離濃縮工程は複雑で時に長期間を要する。また、金属の経済価値は市況により大きく変動する上、大規模な製錬工程で処理する関係上、一定の量にまで処理ロットをまとめる必要もある。さらに、レアメタル等一部の金属の分離回収に関して研究開発が進められており、最終精製手前の工程で一時保管し、将来のレアメタル原料として資源備蓄することも考えられるため。 廃棄物処理法上の規則や手続きについて必要な見直しを行うことが望ましいことを明記した点に賛成。	1
109	小型電気電子機器は資源性と共に汚染性・有害性を併せ持つことから、経済性・有価性を前提とした制度は不適切である。自治体回収物のリサイクラーへの引渡しについて、資源性や地理的条件等を考慮し、逆有償も認めている点に賛成。	1